

鳥取県子どもの貧困対策推進計画

～すべての子どもたちが夢と希望を持って
成長していける鳥取県を目指して～

平成27年3月

(平成28年12月改訂)

鳥 取 県

目次

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	計画の推進体制	1
5	現状と課題	2
	(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移	
	(2) 就学援助を受けた児童生徒（要保護・準要保護児童生徒）の数の推移	
	(3) ひとり親家庭の子どもの数の推移	
	(4) 生活保護世帯の子どもの進学率、高等学校等中退率、就職率	
	(5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率	
	(6) ひとり親家庭の子どもの就園率、進学率、就職率	
	(7) ひとり親家庭の親の就業率	
	(8) 教育の支援の状況	
6	具体的な取組	7
	(1) 教育の支援	
	(2) 生活の支援	
	(3) 保護者に対する就労の支援	
	(4) 経済的支援	
	(5) 調査研究	
7	達成目標	12
8	計画の進捗管理	13

1 計画の趣旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成26年1月に施行され、同法第9条第1項において、都道府県は政府が定める子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。そして、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定されました。

こうした動きを踏まえ、子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針となる計画を策定します。

なお、この計画は、「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」、「とっとり若者自立応援プラン」及び「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」との関連性を踏まえ、各計画に記載されている関連施策を連動させ、一体的に推進していくものとします。

2 計画の位置付け

この計画は、法第9条第1項に定める都道府県計画として策定します。

3 計画期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制

この計画は、子どもたちが置かれている貧困の状況を的確に把握しながら、福祉や教育の第一線を担う市町村や教育委員会をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力して着実に推進していきます。

また、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援等により、総合的な支援を展開します。

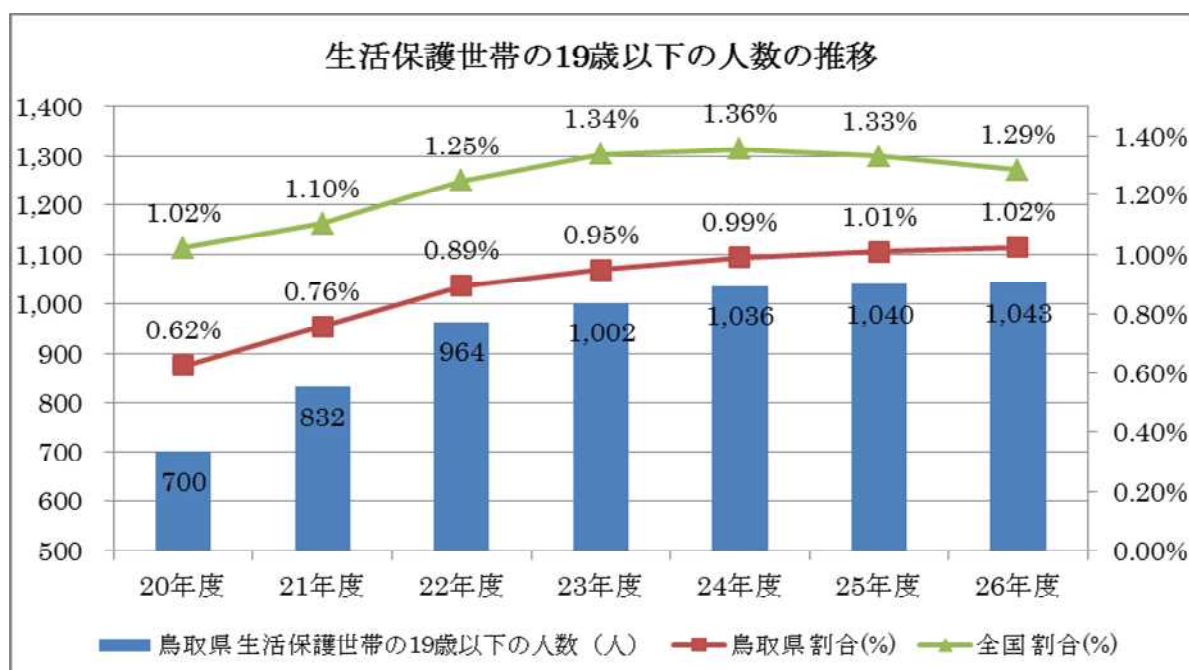
5 現状と課題

ここでは、大綱において「支援を要する緊急度の高い子供」とされた生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子ども及び児童養護施設等に入所している子どもを中心に、その数の推移や大綱において示された「子供の貧困に関する指標」等を用いて、本県の現状と課題を考察します。

(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移

少子化が進む中、県内の生活保護世帯の19歳以下の人数は増加傾向にあり、平成20年から平成26年にかけての6年間で1.5倍に増加しています。

また、県全体の19歳以下の人数に占める割合も増加傾向にあります。ただし、全国よりは低い水準で推移しています。



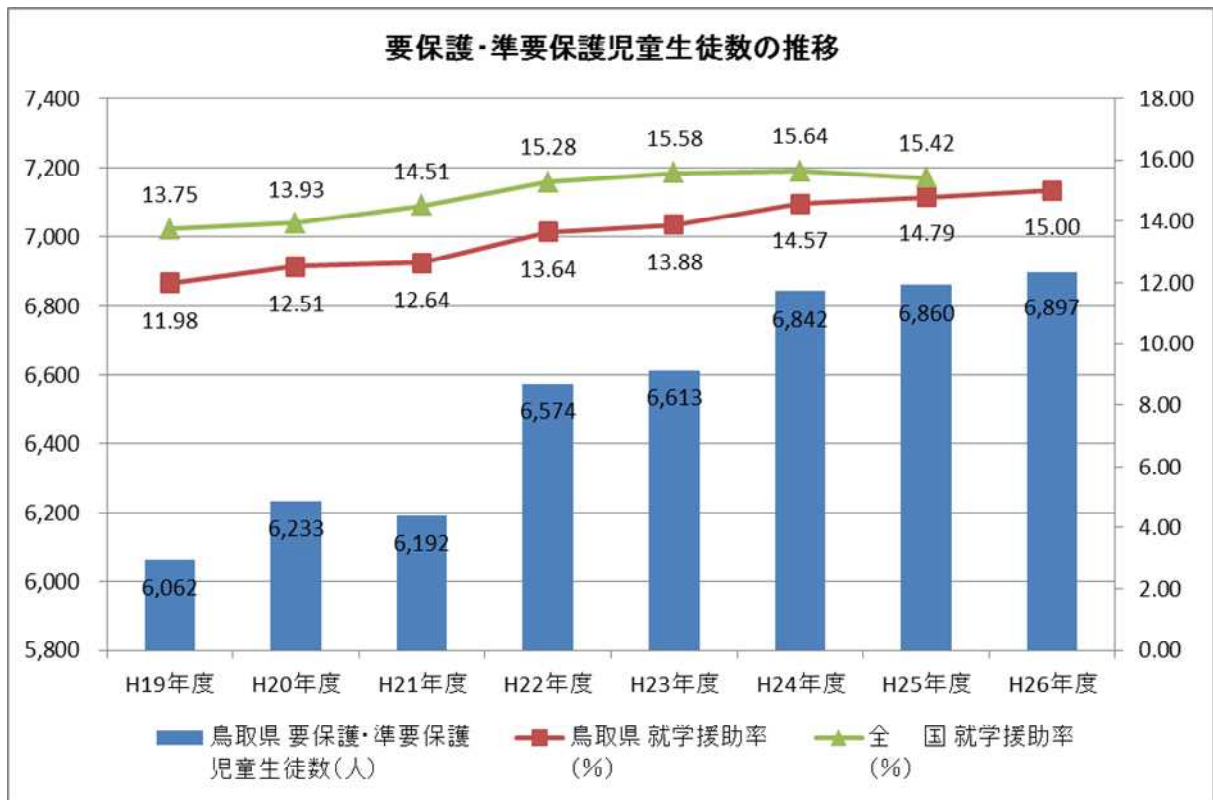
※生活保護世帯の19歳以下の人数は毎年7月1日現在(厚生労働省被保護者調査)

※割合(%)は毎年10月1日現在の推計人口(県:鳥取県統計課、全国:総務省統計局)を分母として試算

(2) 就学援助を受けた児童生徒(要保護・準要保護児童生徒)の数の推移

市町村は、経済的な理由により子どもを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して学用品費等を援助しています。この就学援助を受けた児童生徒の数は、少子化が進んでいるにもかかわらず、近年増加傾向にあります。

また、県の就学援助率(公立小中学校の全児童生徒に占める割合)も増加傾向にあり、現在は7人に1人以上の割合となっています。ただし、全国よりは低い水準で推移しています。

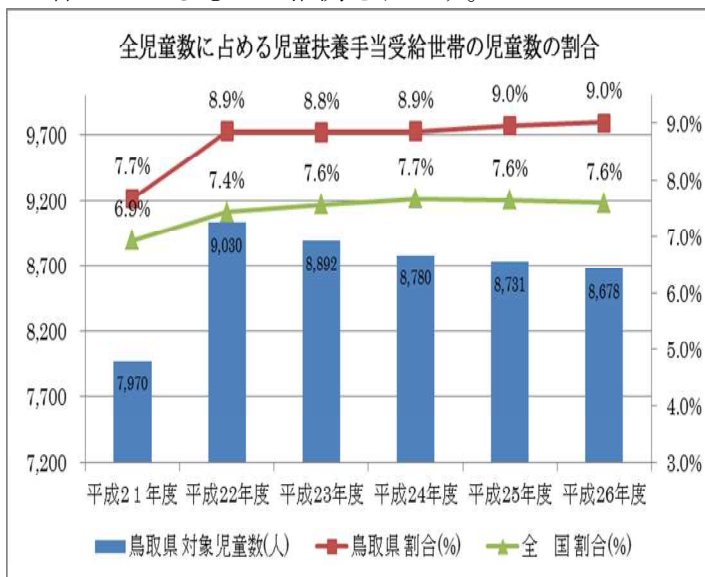


【出典】文部科学省調査：要保護及び準要保護児童生徒数

(3) ひとり親家庭の子どもの数の推移（児童扶養手当受給世帯の児童数により分析）

児童扶養手当受給世帯の児童数については、平成 22 年 8 月から父子家庭も支給対象となったため、平成 22 年度に増加していますが、平成 23 年度以降は漸減傾向で推移しています。

県全体の 18 歳以下の人数に占める割合は平成 23 年度以降は横ばいで推移しています。この割合は全国に比べると高い水準で推移していますが、その要因の一つとして、離婚率が全国平均よりやや高く、20 歳未満の子どもがある場合の離婚の割合が高いことが関係しているものと推測されます。



※児童扶養手当受給世帯の児童数は各年 3 月 31 日時点
 ※割合(%)は各年 10 月 1 日現在の推計人口(県：鳥取県統計課、
 全国：総務省統計局)を分母として試算

【参考】離婚件数と離婚率(H26)

離婚時の状況	鳥取県		全 国	
	離婚件数	割合	離婚件数	割合
子どもあり	703	68.3%	129,626	58.4%
子どもなし	326	31.7%	92,481	41.6%
計	1029	—	222,107	—
離婚率(人口千対)	1.80		1.77	

※離婚件数・離婚率とも平成26年人口動態調査

(4) 生活保護世帯の子どもの進学率、高等学校等中退率、就職率

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、平成27年については92.8%と全国平均と同率となっていますが、本県の場合、対象者の実数が少ないことから年度間の数値変動が大きく、その傾向はつかみにくい状況となっています。

高等学校卒業後の進学率も同様に年度間の数値変動が大きいものの、こちらは全国平均を下回る傾向が見られます。

高等学校等中退率は、平成25年が10.6%、平成26年が8.4%と全国平均と比べても高い傾向が続いていますが、平成27年は0.6%と大幅に改善しています。今後とも、詳細な実態把握と一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が課題として挙げられます。

なお、進学率については、県全体の子どもの平均と比べると大きな差が見られ、家庭の経済状況がこれらに影響しているものと推測されます。

生活保護世帯の子どもの進学率、高校等中退率、就職率

指標		鳥取県						全国
		平成22年 4月1日現在	平成23年 4月1日現在	平成24年 4月1日現在	平成25年 4月1日現在	平成26年 4月1日現在	平成27年 4月1日現在	平成27年 4月1日現在 (全国平均)
子供の高等学校等進学率	全日制	59.5%	55.4%	74.2%	64.6%	66.1%	68.1%	67.4%
	定時制	11.9%	17.9%	8.1%	7.3%	14.3%	7.2%	11.7%
	通信制	2.4%	7.1%	4.8%	3.1%	1.8%	2.9%	5.2%
	中等教育学校後期課程	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	特別支援学校高等部	9.5%	7.1%	4.8%	9.4%	12.5%	11.6%	6.9%
	高等専門学校	4.8%	1.8%	1.6%	2.1%	0.0%	2.9%	0.4%
	専修学校(高等課程)	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
	合計	89.3%	89.3%	93.5%	86.5%	94.7%	92.8%	92.8%
子供の大学等進学率		-	-	20.0%	10.9%	6.3%	24.0%	33.4%
子供の高等学校等中退率		-	-	5.6%	10.6%	8.4%	0.6%	4.5%
子供の就職率(中学校卒業後)		1.2%	1.8%	1.6%	10.4%	5.4%	2.9%	1.7%
子供の就職率(高等学校卒業後)		-	-	57.1%	61.8%	68.8%	60.0%	45.5%

※平成22年度及び平成23年度の「子供の大学等進学率」「子供の高等学校等中退率」「子供の就職率(高等学校卒業後)」の調査は行われていない。

【参考】鳥取県内の中学校及び高等学校の進学率、中退率、就職率

区分	指標	鳥取県	左記内訳	基準日・出典等
中学校	卒業後の進学率	98.7%		平成26年度学校基本調査
	卒業後の就職率	0.4%		
高等学校	卒業後の進学率	72.6%	大学等 41.8% 専修学校等 30.8%	
	卒業後の就職率	25.0%		
	中途退学率	1.3%		平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

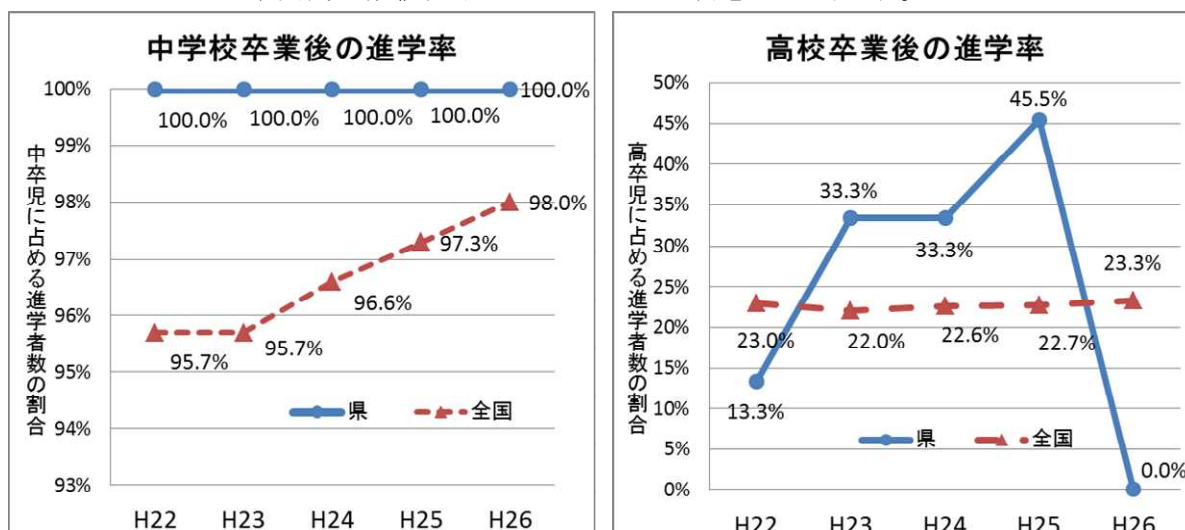
※中学校卒業後の進学率は、卒業者のうち高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校への進んだ者の占める比率

※高等学校卒業後の進学率は、卒業者のうち大学等進学者・専修学校(専門課程)進学者・専修学校(一般課程)等入学者・公共職業能力開発施設等入学者の占める比率

(5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

児童養護施設に入所している子どもの中学校卒業後の進路は、近年、高等学校等への進学が100%で推移しています。

また、高等学校等卒業後の進路については、近年、進学率は全国平均を上回っていましたが、平成26年は進学者が0人となりました。ただし、本県の場合、対象者の実数が少ないことから年度間の数値変動が大きいことに留意が必要です。



※出典は「社会的養護の現況に関する調査」(厚労省)。各年度末に中学又は高等学校を卒業した児童養護施設入所児童について、卒業した年の5月1日時点での進路を調査したもの。

(6) ひとり親家庭の子どもの就園率、進学率、就職率

ひとり親家庭に関する実態調査は、全国調査、鳥取県調査ともに5年おきに実施しています。調査年が異なっており、また、数値の推移も不明のため、全国平均と単純比較することはできませんが、少なくとも高等学校卒業後の進学率については、県全体の子どもの平均と比べると大きな差が見られ、家庭の経済状況がこれらに影響しているものと推測されます。

ひとり親家庭の就園率、進学率及び就職率

指標	鳥取県	左記内訳	全国	左記内訳	基準日・出典等
子供の就園率(保育所・幼稚園)	81.2%	【母子家庭】80.4% 【父子家庭】100%	72.3%		国:平成23年度全国母子世帯等調査 県:平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査
子供の進学率(中学校卒業後)	93.1%	【母子家庭】93.6% 高等学校 90.7% 高等専門学校 2.9% 【父子家庭】87.2% 高等学校 87.2%	93.9%	高等学校 92.8% 高等専門学校 1.1%	
子供の就職率(中学校卒業後)	3.6%	【母子家庭】3.4% 【父子家庭】5.1%	0.8%		
子供の進学率(高等学校卒業後)	47.8%	【母子家庭】50.0% 大学等 25.4% 専修学校等 24.6% 【父子家庭】31.3% 大学等 25.0% 専修学校等 6.3%	41.6%	大学等 23.9% 専修学校等 17.8%	
子供の就職率(高等学校卒業後)	33.1%	【母子家庭】29.4% 【父子家庭】62.5%	33.0%		

(7) ひとり親家庭の親の就業率

ひとり親家庭の親の就業率については、(6)の実態調査の直近2回分の結果が判明しているため、数値の推移を比較することにより本県の状況を分析します。

母子家庭の母の就業率については、県は平成20年から平成25年にかけて1.5ポイント減少したものの、正規雇用の割合は1.8ポイント増加しています。これに対し、全国平均は平成18年から平成23年にかけて3.9ポイント減少し、正規雇用の割合も3.1ポイント減少しており、全国に比べ、就業が維持できていると推測されます。

父子家庭の父の就業率については、県は平成20年から平成25年にかけて7.2ポイント増加していますが、正規雇用の割合は1.9ポイント減少しています。これに対し、全国平均は平成18年から平成23年にかけて6.2ポイント減少し、正規雇用の割合も5.0ポイント減少しています。

	鳥取県ひとり親家庭等実態調査		全国母子世帯等調査	
	平成20年度	平成25年度	平成18年度	平成23年度
母子家庭の母の就業率	88.1	86.8	84.5	80.6
正規雇用	48.4	50.2	42.5	39.4
パート・アルバイト	38.3	39.1	43.6	47.4
父子家庭の父の就業率	83.8	91.0	97.5	91.3
正規雇用	66.7	64.8	72.2	67.2
パート・アルバイト	15.8	14.3	3.6	8.0

(8) 教育の支援の状況

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは、全国に比べて手厚い配置となっています。

就学援助制度のきめ細かな周知も全国に比べて進んでいる状況です。

指標	鳥取県	左記内訳	全国	基準日・出典等
スクールソーシャルワーカーの配置人数	22人	12/19市町村	1,399人	平成27年度
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100.0%	全校(57校)配置	93.8%	平成27年度 ※その他教育委員会等に77箇所配置 国:文科省児童生徒課調べ
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	-	中学校配置のスクールカウンセラーが中学校区内の小学校も支援	62.8%	
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	84.2%	16/19市町村(※)	67.5%	平成26年度 国:文科省児童生徒課調べ
入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	84.2%	16/19市町村(※)	66.4%	

(※)当該方法による周知を行っていない市町村においても、他の方法(市町村の広報紙・ホームページへの掲載、就学時健康診断での保護者への説明等)により周知が行われています。

6 具体的な取組

本県は、平成 22 年に「子育て王国鳥取県」の建国を宣言し、地域みんなで子育て支援に取り組む機運を盛り上げるとともに、小児特別医療費制度の対象を中学卒業まで拡大するなど、様々な子育て支援策に取り組んでいます。また、ひとり親家庭や困難な状況にある子どもたちへの支援についても、国の補助制度等を活用しながら、本県の実情に合わせて県単独の施策も実施してきたところです。

子どもの貧困対策の推進にあたっては、これらの関連施策を連動させ一体的に推進していくことにより、効果的な施策展開を図るとともに、貧困の連鎖を絶つという本計画独自の視点で課題の把握に努め、施策の立案や見直しを行っていきます。

また、大綱及び本県の現状と課題を踏まえ、次の施策について重点的に取り組むこととします。

(1) 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、質の高い教育を受けて能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが一人ひとりの豊かな人生の実現につながります。経済環境など様々な問題で子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、学習環境や相談体制の整備、経済的支援等を行います。

- ① 幼児期は、基本的な生活習慣や生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、この時期に質の高い幼児教育・保育を安定的に提供できるよう、市町村と連携し、保育の「質の向上」と「量の確保」を図ります。
- ② 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数学級等をはじめとしたきめ細かな指導を行います。
- ③ 学校を窓口として、貧困世帯の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげるとともに、子どもたちが抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制・支援体制の充実を図ります。特にスクールソーシャルワーカーについては、県内全市町村への配置を目指します。
- ④ 子育てについての悩みや不安を抱えている保護者が、身近な地域において家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えるため、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型支援等の取組を推進します。
- ⑤ 子どもたちの放課後や土曜日等における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携協力して、学校や地域における多様な学習や体験活動の機会を提供します。

- ⑥ 一人ひとりの社会的・職業的自立に目を向け、個々の状況に応じ、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の充実を図ります。
- ⑦ 家庭の経済的な理由等に左右されず、子どもたちが文化、芸術やスポーツに親しむことができるよう支援します。
- ⑧ 生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの高等学校等への進学率の安定・向上を目指し、小・中学生を対象に学習支援を行う市町村の取組が県内全市町村で展開されるよう推進します。推進にあたっては、それぞれの事業の共同実施や複数町村による広域実施等、効果的かつ効率的な実施方法を検討、提案します。また、児童養護施設等に入所している子どもの学習支援を拡充します。
- ⑨ 高校中退を防止するため、生徒一人ひとりの課題に応じた教育相談や進路相談の充実を図るとともに、高校等中退者の復学や再入学による学び直しの道を閉ざさないよう、学校と関係機関による情報共有に努めます。また、高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合の支援の充実を図ります。
- ⑩ 家庭の経済的事情等による高等学校の転学者等については、関係する学校間で情報を共有し、緊密な連携を図ります。
- ⑪ 若年無業者（いわゆるニート）、ひきこもり、不登校、高校中退等については、関係機関との情報交換などにより実態把握を進め、本人の能力・適性にあった進路に進んでいけるよう、関係機関と連携しながら支援します。
- ⑫ 勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、授業料の減免を行います。また、高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金を支給します。さらに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降の市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給し、子どもの就学を支援します。
- ⑬ 経済的理由で高等学校等での就学を断念しないよう、貧困世帯の高校生の希望者全員に奨学金の貸与を行います。
- ⑭ 高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。
- ⑮ 鳥取県内で特定業種（製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント事業、旅館ホテル業（対象業種について、他の業界にも働きかけ拡充する予定）等）に就職される学生・既卒者の奨学金の返還を助成します。
- ⑯ 特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の一部を助成し、保護者等の経済的負担を軽減します。
- ⑰ ひとり親家庭や低所得世帯に対する母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金制度の

活用を進め、経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、子どもが就学するための費用を無利子で貸付けします。

- ⑫ 生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入が本人の高校卒業後の進学費用に充てられる場合は収入として認定しない取扱いとするなど、安心して就学できるよう引き続き支援し、中退防止に向けた働きかけを行います。

(2) 生活の支援

貧困世帯は心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な課題を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立や理解者不在などにより、一層困難な状況に置かれてしまう可能性があるため、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもとその保護者の生活支援を展開します。

- ① 心身ともに健康な状態で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、様々な機関が個々に行っている支援を市町村がワンストップ型で対応する「子育て世代包括支援センター」の整備を支援します。
- ② 幼児期は、基本的な生活習慣や生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、この時期に質の高い幼児教育・保育を安定的に提供できるよう、市町村と連携し、保育の「質の向上」と「量の確保」を図ります。(再掲)
- ③ 低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちが、夜間や休日に地域の大人や友達と一緒に食事や勉強、活動を行い、社会性や規則正しい生活習慣の取得、世帯の孤立防止等を推進するため、子どもの居場所づくりを支援します。
- ④ 延長保育、休日保育及び一時預かり事業などが円滑に実施されるよう必要な支援を行うとともに、市町村と連携し、低年齢児や特別な支援が必要な児童等に対する保育士等の配置の充実を図ります。
- ⑤ 子どもの居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子供教室、生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業等の充実を図ります。(一部再掲)
- ⑥ 生活保護が必要な家庭については適切に保護を実施し、個々の実情に応じた生活・就労支援を行います。生活保護受給者が将来の自立のために資格取得が必要な場合の費用や実際に就職できたときの就職支度金を支給します。また、低所得者に対しては、生活福祉資金制度により技術習得費や就職支度費を貸し付けます。
- ⑦ 生活保護に至らないまでも複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮状態からの自立を支援するため、就労その他の自立に関する相談支援を包括的かつ伴走的に行います。また、住居、介護、就労、健康、家族関係等に関する課題について、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。

- ⑧ ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら就業及び就職活動等を行うことができるよう、市町村との連携のもと、多様な保育・子育て支援サービスの提供、保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先的利用、公営住宅の優先入居などの支援を行います。
- ⑨ ひとり親家庭の就業者の子育てをはじめとした様々な悩みや相談を身近な場所で受け付け、支援策等に関する情報を提供するとともに、福祉事務所や母子生活支援施設などの支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。
- ⑩ 養育費について、市町村と連携し、児童扶養手当の請求、現況届の提出時など様々な機会を活用して取得手続や相談窓口等を掲載したリーフレットを配布するなど積極的な情報提供を行います。
- ⑪ 子どもの健やかな成長や健康増進の基盤となる望ましい食習慣の定着を図るため、学校や地域における食育活動を推進します。

(3) 保護者に対する就労の支援

保護者の就労は、生活の安定を図る上で重要であることはもちろん、家族がゆとりを持って接する時間の確保や、保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、教育的意義からも重要です。関係機関と連携しながら、保護者の就労支援の充実を図ります。

- ① 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、各種就労支援機関等との連携による就労準備段階での支援、求職活動中の家賃相当額の給付など、きめ細かい支援を行います。
- ② 直ちに一般就労が困難な生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るために段階的な支援を行う就労準備支援事業が全市町村で展開されるよう推進します。
- ③ ひとり親が看護師、保育士等の就職に有利な資格を取得する場合に、その修業期間中の生活の安定を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修学・就職の際の負担を軽減するため、高等職業訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）の貸付（返還免除規定あり）の利用促進を図ります。
- ④ ハローワークと連携を図りながら、事業主に対してひとり親等の就業に関する理解の啓発や企業に対する支援制度などの情報提供を積極的に実施するとともに、ひとり親等の就業への協力要請を推進します。

(4) 経済的支援

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、教育や就労、生活に係る様々な取組を進めていくほか、生活保護や各種手当など、金銭での給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については、子どもの貧困対策の重要な要素として確保していきます。

- ① 市町村と連携し、保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料、小児医療費その他の子育てに関する経済的負担の軽減を進めます。
- ② 勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、授業料の減免を行います。また、高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金を支給します。さらに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降の市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給し、子どもの就学を支援します。（再掲）
- ③ 経済的理由で高等学校等での就学を断念しないよう、貧困世帯の高校生の希望者全員に奨学金の貸与を行います。（再掲）
- ④ 高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。（再掲）
- ⑤ 特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の一部を助成し、保護者等の経済的負担を軽減します。（再掲）
- ⑥ ひとり親家庭や低所得世帯に対する母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金制度の活用を進め、経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、子どもが就学するための費用を無利子で貸付けします。（再掲）
- ⑦ 生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費等を支給します。（再掲）

(5) 調査研究

子どもたちやその親が置かれている貧困の実態や、そのような親子が実際に受けている各種支援の実態を適切に把握するため、この計画に記載されている指標のみにとらわれることなく必要な調査を実施し、その分析結果を対策に活かします。

7 達成目標

子どもの貧困対策の支援体制充実を図っていく上で次のとおり目標を設定し、その達成に向け、市町村、県教育委員会等との連携、協力を進めます。

(1) 行政成果指標（アウトカム指標）

目標項目		現行値	目標値 (平成31年度)
虫歯のない3歳児の割合		86.0%(H27)	毎年向上
毎朝朝食を摂っている児童・生徒の割合	小	96.3%(H28)	全国平均を上回ると共に、毎年向上
	中	95.2%(H28)	
学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合(平日)	小	37.7%(H28)	全国平均を下回ると共に、毎年向上
	中	32.6%(H28)	
各教科ごとの県平均正答率	小	国語A:75.2% 国語B:58.0% 算数A:77.0% 算数B:46.8% (H28)	全国平均を上回る
	中	国語A:76.7% 国語B:67.1% 数学A:63.2% 数学B:44.4% (H28)	
最上位層の割合が全国の割合を上回る割合	小	25%(H28)	100%
	中	100%(H28)	
最下位層の割合が全国の割合を下回る割合	小	75%(H28)	100%
	中	75%(H28)	
不登校の児童生徒の割合(小中学校)	小	0.51%(H27)	全国平均を下回ると共に、毎年低減
	中	2.74%(H27)	
高校非卒業率		9.3%(H27)	8%
大学等進学率		43.5%(H28)	全国平均に近づけると共に、毎年向上
若年無業者率(15歳~34歳人口に占める無業者の割合)		6.86%(H22)	全国平均を下回る
生活保護世帯の子どもの高校進学率		92.8%(H27)	県平均に近づけると共に、毎年向上
生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率		84.0%(H27)	県平均に近づけると共に、毎年向上
ひとり親家庭の親の正規雇用率	父親	64.8%(H25)	70.2%
	母親	50.2%(H25)	54.4%

(2) 行政活動指標（アウトプット指標）

目標項目	現行値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
学習支援事業の実施市町村数	5	全19市町村
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数	15	
生活困窮者又は生活保護受給者就労準備支援事業の実施市町村数	2	
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	—	
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	11	
子育て世代包括支援センター(ネウボラ)の設置市町村数	2	
スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置市町村数	11	
SSW対応事案のケース会議の回数	472回	650回
【参考】SSW対応事案の好転数	392件	575件

8 計画の進捗管理

この計画の進捗状況を的確に把握するため、関連事業の遂行に際しては、「P (Plan) -D (Do) -C (Check) -A (Action) サイクル」を取り入れ、子育て王国とっとり会議において進行管理を行うとともに、事業の進捗状況や調査分析等を踏まえ、必要に応じて施策等の見直しを行います。

鳥取県子どもの貧困対策推進計画の PDCA サイクル

